



島根県報

令和2年10月2日(金)

号外第118号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更(2件)

(道路維持課) 2

道路の供用開始(2件)

(") 4

告 示**島根県告示第589号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年10月2日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	432号	仁多郡奥出雲町三成 1388番10地先から同 1388番8地先まで	前	メートル 14.14～ 51.35	メートル 110.00	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	メートル 14.14～ 86.62	メートル 110.00		

島根県告示第590号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 10 月 2 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	田所国府線	邑智郡邑南町市木25番1地先から同地先まで	前	メートル 14.07～ 17.60	メートル 18.65	道路改良工事 拡幅
			後	14.07～ 28.55	18.65	

島根県告示第591号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 10 月 2 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大東東出雲線	雲南市大東町小河内153番1地先から同762番1地先まで	メートル 191.80	令和2年 10月2日	雲南県土整備 事務所	

島根県告示第592号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 10 月 2 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	甲田作木線	邑智郡邑南町上田888番3地先から同952番4地先まで	メートル 153.20	令和2年 10月20日	県央県土整備 事務所	